

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節～第5節 略	第1節～第5節 略
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款～第9款 略	第1款～第9款 略
第10款 養護老人ホーム（第69条 <u>第72条</u> ）	第10款 養護老人ホーム（第69条・ <u>第70条</u> ）
<u>第11款</u> 略	<u>第11款</u> 軽費老人ホーム（第71条・ <u>第72条</u> ）
<u>第12款</u> 略	<u>第12款</u> 略
<u>第13款</u> 略	<u>第13款</u> 略
<u>第14款</u> 略	<u>第14款</u> 略
<u>第15款</u> 略	<u>第15款</u> 略
<u>第16款</u> 略	<u>第16款</u> 略
<u>第17款</u> 略	<u>第17款</u> 略
<u>第18款</u> 略	<u>第18款</u> 略
<u>第19款</u> 略	<u>第19款</u> 略
第7節及び第8節 略	第7節及び第8節 略
第9節 農林水産部の所管に属する機関	第9節 農林水産部の所管に属する機関

第1款～第5款 略

第6款 水産試験場（第131条 第136条）

第7款 略

第10節～第14節 略

第5章 略

附則

（部局等及び局等の名称等）

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

総務部	行財政改革局 人権局
企画部	地域づくり支援局
生活環境部	くらしの安心局
略	

（局等及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局等及び課	内部組織
防災局	防災チーム	総務担当 企画担当 情報システム管理担当
	略	
総務部	略	
	政策法務室	法制担当 文書審査担当
	県民室	県民の声担当 草の根自治支援・企画担当 情報公開担当
	略	
人権局	略	
	同和対策課	企画調整担当 同和対策担当
企画部	政策企画総室	企画調整チーム
		次世代改革チーム
	協働連携推進課	地域ネットワークづくり担当 協働担当
	統計課	企画調整・分析担当 普及活用担当 人口生計教育担当 産業労働担当

第1款～第5款 略

第6款 水産試験場（第131条 第133条）

第7款 栽培漁業センター（第134条 第136条）

第8款 略

第10節～第14節 略

第5章 略

附則

（部局等及び局等の名称等）

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

総務部	行財政改革局 人権局 <u>庶務集中局</u>
企画部	地域づくり支援局
略	

（局等及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局等及び課	内部組織
防災局	防災チーム	総務担当 企画・防災基盤担当 情報システム管理担当
	略	
総務部	略	
	政策法務室	法制担当 文書審査担当 <u>文書収発担当</u>
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当
	略	
人権局	略	
	同和対策課	企画調整担当 同和対策担当
庶務集中局	指導管理課	指導・電算担当
	集中業務課	集中化事務担当 審査経理担当 物品調達担当 契約担当
	略	
企画部	政策企画課	総務担当 企画調整担当
	次世代改革室	
	統計課	企画調整・分析担当 普及活用担当 人口生計教育担当 産業労働担当 統計資料担当
	協働連携推進課	政策連携担当 協働担当

	略		
地域づくり支援局	移住定住促進室		
	中山間地域振興室		
	略		
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当 日本のまつり推進室	
	略		
福祉保健部	福祉保健課	施設機能強化係 地域福祉係 保護係 援護係 略	
	障害福祉課	認定担当 障害者就労担当 障害福祉サービス係 精神保健係 自立支援室	
	子ども発達支援室		
	略		
	子育て支援総室	子育て応援チーム 略	
	医療政策課	略 医師確保推進室	
医療指導課	保険医療指導担当 国民健康保険係 薬事担当		
	略		
生活環境部	略		
	景観まちづくり課	景観づくり担当 まちづくり推進担当 都市計画担当 土地利用担当	
	公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当	
	砂丘事務所		
	くらしの安心推進課	食の安全担当 くらしの安全担当 地域安全担当	
消費生活センター			
	住宅政策課	管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当	
商工労働部	政策室		
	経済通商総室	企画調査チーム	
		経営支援チーム	
	通商物流チーム		

	略	
地域づくり支援局	移住定住促進課	地域振興担当 移住定住担当
	略	
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当
	略	
福祉保健部	福祉保健課	施設機能強化担当 地域福祉担当 保護係 援護係 略
	障害福祉課	計画・認定担当 施設福祉係 精神保健福祉係 地域生活支援室 子ども発達支援室
	略	
	子育て支援総室	子育て応援チーム 保育・幼児教育チーム
医療政策課	略 地域医療推進室	
医療指導課	保険医療機関指導担当 国民健康保険係 薬事担当	
	略	
生活環境部	略	
	くらしの安心推進課	食の安全・衛生担当 計量担当 地域安全担当
	消費生活センター	
	景観まちづくり課	景観づくり担当 まちづくり推進担当 都市計画担当 土地利用担当
	公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当
住宅政策課	管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当	
商工労働部	経済・雇用政策総室	企画調査チーム 経営支援チーム 通商物流チーム

		△	
雇用人材総室		人材育成確保チーム	
		労働政策チーム	
		雇用就業支援チーム	
産業振興総室		企業立地推進チーム	
		新事業開拓チーム	
		産学金官連携チーム	
農林水産部	略		
森林・林業総室		林政企画チーム	
		県産材・林産物需要拡大チーム	
		森林づくり推進チーム	
	略		
行政監察	略		
公益法人・団体指導室	略	団体検査担当	公益法人担当
		略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災チーム

(1)～(4) 略

(5) 消防防災航空センターに関すること。

(6) 略

(7) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課(鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則(平成21年鳥取県規則第24号)第2条の規定により設置された会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課をいう。以下同じ。)の所掌に属するものを除く。)。

(8) 略

危機管理チーム及び消防チーム 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

		労働政策チーム	
		雇用就業支援チーム	
産業振興戦略総室		企業立地推進チーム	
		新事業開拓チーム	
		産業開発チーム	
		産学金官連携チーム	
		雇用・人材確保チーム	
農林水産部	略		
林政課		森林企画担当	林道係 森林計画係 林業振興担当
		県産材販路開拓室	
森林保全課		保全係	造林保護係 森林整備担当
	略		
行政監察	略		
公益法人・団体指導室	略	略	
		略	

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災チーム

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 局の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。)。

(7) 略

危機管理チーム及び消防チーム 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(7) 略

(8) 庁舎の管理及び取締りに関すること。

(9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理
に關すること。

(10)～(17) 略

(18) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に關す
ること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業
務課の所掌に属するものを除く。)

(19)及び(20) 略

政策法務室～人権局同和対策課 略

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとす

(1)～(7) 略

(8) 庁舎の管理及び取締りに關すること(会議室
の利用調整及び庁内広告物の取締りに關すること
を除く。)

(9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理
に關すること(庁内光熱水費の支払に關すること
を除く。)

(10)～(17) 略

(18) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に關す
ること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除
く。)

(19)及び(20) 略

政策法務室～人権局同和対策課 略

庶務集中局指導管理課

(1) 会計(物品に係るものを除く。)の監督に關
すること。

(2) 財務会計オンラインシステムに關すること。

(3) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代
理金融機関に關すること(検査に關することを除
く。)

(4) 収入証紙に關すること。

(5) 決算に關すること。

(6) 法第243条の2に規定する職員の賠償責任に
係る事務に關すること。

(7) 庁舎の管理及び取締りに關すること(会議室
の利用調整及び庁内広告物の取締りに關すること
に限る。)

(8) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理
に關すること(庁内光熱水費の支払に關すること
に限る。)

(9) 庁用自動車の管理に關すること。

(10) その他局内他課の所掌に属しないこと。

庶務集中局集中業務課

(1) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に關
すること。

(2) 支出負担行為の確認に關すること。

(3) 会計(物品に係るものに限る。)の監督に關
すること。

(4) 物品の取得及び処分に関する事。

(5) 競争入札(建設工事及び測量設計に係るもの
を除く。)に参加する者に必要な資格の決定に關
すること。

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとす

る。

政策企画総室

- (1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 国土計画の調整に関すること。
- (3) 知事会議に関すること。
- (4) 次世代改革の推進に関すること。
- (5) 将来ビジョンに関すること。
- (6) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。
- (7) 部及び文化観光局の連絡調整に関すること。
- (8) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) その他部内他課の所掌に属しないこと。

協働連携推進課 略

る。

政策企画課

- (1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること（次世代改革室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 国土計画の調整に関すること。
- (3) 知事会議に関すること。
- (4) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること（次世代改革室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 部及び文化観光局の連絡調整に関すること。
- (6) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) その他部内他課の所掌に属しないこと。

次世代改革室

- (1) 次世代改革の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 将来ビジョンの策定に関すること。

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

協働連携推進課 略

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

広報課～地域づくり支援局自治振興課 略

地域づくり支援局移住定住促進室
県外からの移住定住の促進に関すること。
地域づくり支援局中山間地域振興室
過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。
地域づくり支援局情報政策課及び地域づくり支援局交通政策課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- (1)～(4) 略
- (5) 局の連絡調整に関すること(政策企画総室の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに政策企画総室の所掌に属するものを除く。)。

(7) 略

交流推進課 略

観光政策課

- (1)～(5) 略
- (6) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

広報課～地域づくり支援局自治振興課 略
地域づくり支援局移住定住促進課

- (1) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (2) 県外からの定住促進等地域振興に関すること。

地域づくり支援局情報政策課及び地域づくり支援局交通政策課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- (1)～(4) 略
- (5) 局の連絡調整に関すること(政策企画課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 局の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課及び政策企画課の所掌に属するものを除く。)。

(7) 略

交流推進課 略

観光政策課

- (1)～(5) 略
- (6) 文化観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(21) 略

(22) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

(23) 略

障害福祉課 略

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設及び障害者体育センターに関すること。

子ども発達支援室

(1) 障害児福祉に関すること。

(2) 知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に関すること。

長寿社会課 略

子育て支援総室

(1) 略

(2) 児童福祉（障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。

(3)～(12) 略

医療政策課及び医療指導課 略

健康政策課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

水・大気環境課～循環型社会推進課 略

(1)～(21) 略

(22) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(23) 略

障害福祉課

(1)～(3) 略

(4) 心身障害児福祉に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び障害者体育センターに関すること。

長寿社会課 略

子育て支援総室

(1) 略

(2) 児童福祉（心身障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。

(3)～(12) 略

医療政策課及び医療指導課 略

健康政策課

(1)～(4) 略

(5) 医療以外の老人保健事業に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

水・大気環境課～循環型社会推進課 略

くらしの安心推進課

(1) 食品衛生に関すること。

景観まちづくり課及び公園自然課 略

- (2) 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師に関する
こと。
 - (3) と畜場及びと畜に関する
こと。
 - (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関する
こと。
 - (5) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に
関すること。
 - (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
関すること。
 - (7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業
関係者に関する
こと。
 - (8) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に
関すること。
 - (9) 化製場等に関する
こと。
 - (10) 温泉に関する
こと。
 - (11) 不当景品類及び不当表示に関する
こと。
 - (12) 食品及び家庭用品の品質表示に関する
こと。
 - (13) 消費生活用製品安全に関する
こと。
 - (14) 災害時の生活関連物資の調達に関する
こと。
 - (15) 適正な計量の確保に関する
こと。
 - (16) 食肉衛生検査所に関する
こと。
 - (17) 犯罪のないまちづくりの推進に関する
こと。
 - (18) 犯罪被害者に係る総合相談窓口に関する
こと。
 - (19) 交通安全対策に関する
こと。
 - (20) 交通事故相談所に関する
こと。
- 消費生活センター
- (1) 消費生活の安定及び向上に関する
こと。
 - (2) 消費者の支援に関する
こと。
 - (3) 生活関連物資等の需給に関する
こと。
 - (4) 貯蓄及び生活設計の啓発に関する
こと。
- 景観まちづくり課及び公園自然課 略
- 住宅政策課
- (1) 住宅に係る施策の企画及び実施に関する
こと。
 - (2) 公営住宅の整備及び管理に関する
こと。
 - (3) 民間賃貸住宅に関する
こと。
 - (4) 住宅地区の改良及び整備に関する
こと。
 - (5) 住宅金融に関する
こと。
 - (6) 住宅の仕様及び建設技術に関する
こと。
 - (7) 宅地建物取引業に関する
こと。
 - (8) 住宅供給公社に関する
こと。
 - (9) 建築に係る施策の企画及び実施に関する
こと。
 - (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行
に関する
こと。

砂丘事務所

- (1) 鳥取砂丘の保全再生の推進に関すること。
- (2) 鳥取砂丘の適正な利活用の推進に関すること。

くらしの安心局くらしの安心推進課

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師に関すること。
- (3) と畜場及びと畜に関すること。
- (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (5) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業関係者に関すること。
- (8) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (9) 化製場等に関すること。
- (10) 温泉に関すること。
- (11) 不当景品類及び不当表示に関すること。
- (12) 食品及び家庭用品の品質表示に関すること。
- (13) 消費生活用製品安全に関すること。
- (14) 災害時の生活関連物資の調達に関すること。
- (15) 適正な計量の確保に関すること。
- (16) 食肉衛生検査所に関すること。
- (17) 犯罪のないまちづくりの推進に関すること。
- (18) 犯罪被害者に係る総合相談窓口に関すること。
- (19) 交通安全対策に関すること。
- (20) 交通事故相談所に関すること。
- (21) その他局内他課の所掌に属しないこと。

くらしの安心局消費生活センター

- (1) 消費生活の安定及び向上に関すること。
- (2) 消費者の支援に関すること。
- (3) 生活関連物資等の需給に関すること。
- (4) 貯蓄及び生活設計の啓発に関すること。

くらしの安心局住宅政策課

- (1) 住宅に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 公営住宅の整備及び管理に関すること。

(11) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。

(12) 建築動態統計に関すること。

(13) その他建築住宅行政に関すること。

- (3) 民間賃貸住宅に関すること。
- (4) 住宅地区の改良及び整備に関すること。
- (5) 住宅金融に関すること。
- (6) 住宅の仕様及び建設技術に関すること。
- (7) 宅地建物取引業に関すること。
- (8) 住宅供給公社に関すること。
- (9) 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。
- (12) 建築動態統計に関すること。
- (13) その他建築住宅行政に関すること。

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策室

- (1) 部の施策に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 部の連絡調整に関すること。
- (3) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) その他部内他課の所掌に属しないこと。

経済通商総室

- (1) 商工労働施策の企画及び調整に関すること。
- (2)～(12) 略

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済・雇用政策総室

- (1) 商工労働施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2)～(12) 略
- (13) 労働組合法（昭和24年法律第174号）及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関すること。
- (14) 労働教育に関すること。
- (15) 労働の福祉に関すること。
- (16) 職業能力の開発及び向上に関すること。
- (17) 高等技術専門校に関すること。
- (18) 雇用・就業対策に関すること（産業振興戦略総室の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (20) 部の連絡調整に関すること。
- (21) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集

雇用人材総室

- (1) 雇用情勢の改善及び産業人材の育成・確保に関すること。
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関すること。
- (3) 労働教育に関すること。
- (4) 労働の福祉に関すること。
- (5) 職業能力の開発及び向上に関すること。
- (6) 高等技術専門校に関すること。
- (7) 雇用・就業対策に関すること。
- (8) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（労働委員会の所掌に属するものを除く。）。

産業振興総室

- (1) 企業立地に関すること。
- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。
- (3) 企業の育成と産業の支援に関すること。
- (4) 企業の新事業開拓支援に関すること。
- (5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること。
- (6) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。
- (7)～(10) 略

（農林水産部各課の所掌事務）

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1)～(7) 略
- (8) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属

中局各課の所掌に属するものを除く。）。)

- (22) その他部内他課の所掌に属しないこと。

産業振興戦略総室

- (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。
- (2) 企業立地の推進に関すること。
- (3) 企業の新事業開拓支援に関すること。
- (4) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること。
- (5) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。
- (6) 産業の支援に関すること。

- (7)～(10) 略

（農林水産部各課の所掌事務）

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1)～(7) 略
- (8) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。)

するものを除く。)。

(9)及び(10) 略

農業大学校～耕地課 略

森林・林業総室

- (1) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (2) 森林の保全及び整備に関すること。
- (3) 低コスト林業の推進に関すること。
- (4) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関すること。
- (5) 林業担い手対策に関すること。
- (6) 林業金融に関すること。
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 森林整備の地域活動支援に関すること。

(9)及び(10) 略

農業大学校～耕地課 略

林政課

- (1) 林業振興に関すること。
- (2) 林業担い手対策に関すること。
- (3) 林業金融に関すること。
- (4) 林道に関すること。
- (5) 林道の災害復旧に関すること。
- (6) 県営林に関すること。
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (9) 林業構造改善に関すること。
- (10) 入会林野整備に関すること。
- (11) 林産物及び特用林産物の生産振興に関すること。
- (12) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関すること。
- (13) その他他課の所掌に属しない林業に関すること。

森林保全課

- (1) 保安林の整備管理に関すること。
- (2) 林野の保全に関すること。
- (3) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (4) 造林に関すること。
- (5) 林業種苗に関すること。
- (6) 森林の病虫獣害防除に関すること。
- (7) 森林国営保険に関すること。
- (8) 緑化の推進に関すること。
- (9) 森林整備の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) 二十一世紀の森に関すること(農林総合研究所林業試験場の所掌に属するものを除く。)。
- (11) とっとり出会いの森に関すること。

- (9) 入会林野整備に関すること。
- (10) 林道及び作業道に関すること。
- (11) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (12) 木質バイオマスに関すること。
- (13) 県営林に関すること。
- (14) 保安林の整備管理に関すること。
- (15) 林地の保全に関すること。
- (16) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (17) 造林に関すること。
- (18) 林業種苗に関すること。
- (19) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (20) 森林国営保険に関すること。
- (21) 緑化の推進に関すること。
- (22) とっとり共生の森に関すること。
- (23) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (24) 二十一世紀の森に関すること（農林総合研究所林業試験場の所掌に属するものを除く。）。
- (25) とっとり出会いの森に関すること。
- (26) その他他課の所掌に属しない森林及び林業に関すること。

農林総合研究所企画総務部

- (1)～(5) 略
- (6) 所の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに農政課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 略
- 農林総合研究所農業試験場～農林総合研究所林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場及びとっとり賀露かっこ館に関すること。
- (13)及び(14) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

- (1)～(12) 略
- (13) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 略

農林総合研究所企画総務部

- (1)～(5) 略
- (6) 所の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課及び農政課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 略
- 農林総合研究所農業試験場～農林総合研究所林業試験場 略
- 水産振興局水産課
- (1)～(11) 略
- (12) 水産試験場、栽培漁業センター及びとっとり賀露かっこ館に関すること。
- (13)及び(14) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

- (1)～(12) 略
- (13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 略

技術企画課～空港港湾課 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第7条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事に対する意見具申に関する事務	人権局人権推進課
略		
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議、産業廃棄物の処理に関する重要な事項についての調査審議並びに廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	循環型社会推進課
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及	景観まちづくり課

技術企画課～空港港湾課 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第6条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項についての知事に対する意見具申に関する事務	人権局人権推進課
略		
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議、産業廃棄物の処理に関する重要な事項についての調査審議並びに廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	循環型社会推進課

	び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務				
鳥取県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務				
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務				
米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務				
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務				
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務				
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務				
鳥取県生活	鳥取県生活衛生営業審議会	くらしの	鳥取県生活	鳥取県生活衛生営業審議会	くらしの

衛生営業審議会	条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	安心局くらしの安心推進課
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例（平成15年鳥取県条例第2号）第1条の規定による調理師試験に関する事務	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第24条の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	

衛生営業審議会	条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	安心推進課
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例（平成15年鳥取県条例第2号）第1条の規定による調理師試験に関する事務	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第24条の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	

<p>鳥取県消費生活審議会</p>	<p>消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>くらしの安心局消費生活センター</p>	<p>鳥取県消費生活審議会</p> <p>消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>消費生活センター</p>
			<p>鳥取県景観審議会</p> <p>鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>景観まちづくり課</p>
			<p>鳥取県都市計画審議会</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務</p>	
			<p>鳥取県開発審査会</p> <p>都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務</p>	
			<p>米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会</p> <p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務</p>	
			<p>鳥取県屋外広告物審議会</p> <p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務</p>	

			鳥取県国土 利用計画地 方審議会	国土利用計画法（昭和49年 法律第92号）第38条第1項 の規定による同法によりそ の権限に属させられた事項 の調査審議並びに国土の利 用に関する基本的な事項及 び土地利用に関し重要な事 項の調査審議に関する事務	
			鳥取県土地 利用審査会	国土利用計画法第39条第2 項の規定による同法により その権限に属させられた事 項の処理に関する事務	
鳥取県建築 審査会	建築基準法第78条の規定に よる特定行政庁又は建築主 事等の処分等に対する不服 申立ての裁定及び壁面線の 指定等に対する同意並びに 同法施行に関する重要事項 の調査審議に関する事務	くらしの 安心局住 宅政策課	鳥取県建築 審査会	建築基準法第78条の規定に よる特定行政庁又は建築主 事等の処分等に対する不服 申立ての裁定及び壁面線の 指定等に対する同意並びに 同法施行に関する重要事項 の調査審議に関する事務	住宅政策 課
鳥取県建築 士審査会	建築士法第28条の規定によ る2級建築士試験及び木造 建築士試験に関する事務並 びに同法によりその権限に 属させられた事項の処理に 関する事務		鳥取県建築 士審査会	建築士法第28条の規定によ る2級建築士試験及び木造 建築士試験に関する事務並 びに同法によりその権限に 属させられた事項の処理に 関する事務	
鳥取県中小 企業調停審 議会	中小企業団体の組織に関す る法律（昭和32年法律第185 号）の規定により商工組合 等が締結する組合協約及び 特殊契約に関する重要事 項、中小企業の事業活動の 機会の確保のための大企業 者の事業活動の調整に関す る法律（昭和52年法律第74 号）第6条第3項に規定す る中小企業団体の構成員た る中小企業者の経営の安定 に及ぼす影響等に関する事 項並びに中小企業等協同組 合法（昭和24年法律第181 号）の規定により事業協同 組合等が締結する団体協約 に関する重要事項の調査審 議に関する事務	経済通商 総室	鳥取県中小 企業調停審 議会	中小企業団体の組織に関す る法律（昭和32年法律第185 号）の規定により商工組合 等が締結する組合協約及び 特殊契約に関する重要事 項、中小企業の事業活動の 機会の確保のための大企業 者の事業活動の調整に関す る法律（昭和52年法律第74 号）第6条第3項に規定す る中小企業団体の構成員た る中小企業者の経営の安定 に及ぼす影響等に関する事 項並びに中小企業等協同組 合法（昭和24年法律第181 号）の規定により事業協同 組合等が締結する団体協約 に関する重要事項の調査審 議に関する事務	経済・雇 用政策総 室
鳥取県大規	鳥取県大規模小売店舗立地		鳥取県大規	鳥取県大規模小売店舗立地	

模小売店舗 立地審議会	審議会条例（平成12年鳥取 県条例第21号）第2条の規 定による大規模小売店舗を 設置する者がその施設の配 置及び運営方法について配 慮すべき重要事項の調査審 議に関する事務	
地方独立行 政法人鳥取 県産業技術 センター評 価委員会	鳥取県地方独立行政法人法 施行条例（平成18年鳥取県 条例第61号）第2条の規定 による地方独立行政法人の 業務の実績に関する評価に 関することその他地方独立 行政法人法によりその権限 に属せられた事項の処理に 関する事務（地方独立行政 法人鳥取県産業技術センタ ーに係るものに限る。）	産業振興 総室
略		
鳥取県森林 審議会	森林法（昭和26年法律第249 号）第68条第2項の規定に よる森林に関する重要事項 についての知事に対する答 申及び関係行政庁に対する 建議に関する事務	森林・林 業総室
略		

（内部組織）

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、
それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務
を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる
課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置
く。

東部 総合 事務 所	県民局	企画総務課	総務会計担当 企画調整 担当
		県民課	県民の声担当 地域づく り担当 文化観光担当
	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
		略	
		障害者支援 課	障害者支援担当 精神保 健担当
	略		
生活環 境局	環境・循環 推進課	環境衛生担当	廃棄物担 当

模小売店舗 立地審議会	審議会条例（平成12年鳥取 県条例第21号）第2条の規 定による大規模小売店舗を 設置する者がその施設の配 置及び運営方法について配 慮すべき重要事項の調査審 議に関する事務	
地方独立行 政法人鳥取 県産業技術 センター評 価委員会	鳥取県地方独立行政法人法 施行条例（平成18年鳥取県 条例第61号）第2条の規定 による地方独立行政法人の 業務の実績に関する評価に 関することその他地方独立 行政法人法によりその権限 に属せられた事項の処理に 関する事務（地方独立行政 法人鳥取県産業技術センタ ーに係るものに限る。）	産業振興 戦略総室
略		
鳥取県森林 審議会	森林法（昭和26年法律第249 号）第68条第2項の規定に よる森林に関する重要事項 についての知事に対する答 申及び関係行政庁に対する 建議に関する事務	林政課
略		

（内部組織）

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、
それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務
を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる
課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置
く。

東部 総合 事務 所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画 調整担当
		県民課	県民の声担当 地域振興 担当 鳥取砂丘担当
	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	総務係 指導支援係
		略	
		障害者支援 課	障害福祉担当 精神保健 担当
	略		
生活環 境局	環境・循環 推進課	環境衛生係	廃棄物担当

		生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係 自然公園係	
		略		
	農林局	略		
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班 湖山池周辺農地用水対策班	
	県土整備局	略		
		河川砂防課	河川班 砂防班 治山班	
		略		
八頭総合事務所	県民局	企画県民課	総務会計担当 地域振興室 県民の声担当 地域振興担当	
		略		
中部総合事務所	県民局	企画総務課	総務会計担当 企画調整担当	
		略		
		略		
	福祉保健局	略		
		障害者支援課	障害者支援係 略	
		健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係	
	生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生担当	廃棄物担当
		生活安全課	食品担当	動物・自然公園係
		略		
	農林局	略		
基盤整備室		農地整備班 水利整備班		
略				
	略			
西部総合事務所	県民局	略		
		庶務会計課	総務会計担当	
	略			
福祉保健局	福祉企画課	企画総務係 指導支援係		
	略			
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係		

		生活安全課	食品係 動物・自然公園係	
		略		
	農林局	略		
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班	
	県土整備局	略		
		河川砂防課	河川班 砂防班 治山班	
		鳥取環状道路建設推進室	用地班 工務班	
		略		
八頭総合事務所	県民局	企画県民課	総務係 会計担当 県民の声担当 地域振興担当	
		略		
中部総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画調整担当	
		略		
		略		
	福祉保健局	略		
		障害者支援課	障害福祉係 略	
		健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康とっとり推進係	
	生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係	廃棄物担当
		生活安全課	食品係	動物・自然公園係
		略		
	農林局	略		
大規模基盤整備室		開発調査担当 事業推進担当		
略				
	略			
西部総合事務所	県民局	略		
		庶務会計課	総務係 会計担当	
	略			
福祉保健局	福祉企画課	総務係 指導支援係		
	略			
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係		

生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生担当 廃棄物担当	
	生活安全課	食品担当 動物・自然公園係	
	略		
略			
日野総合事務所	県民局	企画県民室	企画・中山間地域担当 郡民の窓口担当
		庶務会計チーム	
		商工観光チーム	商工担当 観光文化自然担当
	略		

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課 略

県民局県民課

(1)～(9) 略

(10) 山陰海岸地域の振興に関すること。

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物担当	
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係	
	略		
略			
日野総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当
		県民課	郡民の窓口係 自然活用係 地域振興係
	略		

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課 略

県民局県民課

(1)～(9) 略

(10) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関すること。

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

(1) 事務所内の総合調整に関すること。

(2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(3) 災害対策地方支部に関すること。

(4) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

(1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(2) 日野郡民の行政参画の推進に関すること。

(3) 情報公開に係る事務に関すること。

(4) 個人情報保護に係る事務に関すること。

(5) 行政手続に係る事務に関すること。

(6) 県税相談に関すること。

(7) 人権施策の推進に関すること。

(8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 特定非営利活動法人等に関すること。

(10) 地域情報化の相談に関すること。

(11) 文化芸術の振興に関すること。

(12) 国際交流の推進に関すること。

(13) 旅券の発給に関すること。

県民局企画県民室

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (3) 日野郡民の行政参画の推進に関すること。
- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 県税相談に関すること。
- (8) 人権施策の推進に関すること。
- (9) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (10) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (11) 地域情報化の相談に関すること。
- (12) 旅券の発給に関すること。
- (13) 各種文書等総合受付に関すること。
- (14) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局庶務会計チーム

- (1) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (2) 災害対策地方支部に関すること。

県民局商工観光チーム

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (2) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。
- (3) 観光の振興に関すること。
- (4) 文化芸術の振興に関すること。
- (5) 国際交流の推進に関すること。
- (6) 自然公園に関すること。
- (7) 森づくり活動に関すること。

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあ

- (14) 観光の振興に関すること。
- (15) 景観形成に係る届出等の受付に関すること。
- (16) 建築確認申請の受付に関すること。
- (17) 自然公園に関すること。
- (18) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (19) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。
- (20) 森づくり活動に関すること。

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあ

っては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局健康支援課
略

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(12) 略

(13) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務（第15号から第19号までに掲げる事務にあつては、八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）

(1)～(19) 略

(20) 農林局の庶務に関すること（県民局企画総務課、県民局企画県民課又は県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。）。

(21) 略

農林局農林業振興課

次に掲げる事務（第17号、第18号及び第25号から第28号までに掲げる事務にあつては、東部総合事務所

っては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局健康支援課
略

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(12) 略

(13) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局県民課の所掌に属するものを除く。）。

(11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務（第15号から第19号までに掲げる事務にあつては、八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）

(1)～(19) 略

(20) 農林局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）。

(21) 略

農林局農林業振興課

次に掲げる事務（第17号、第20号、第21号及び第26号に掲げる事務にあつては、東部総合事務所に限

所に限る。)

(1)~(14) 略

- (15) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (16) 森林の保全及び整備に関すること。
- (17) 低コスト林業の推進に関すること。
- (18) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関すること。
- (19) 林業担い手対策に関すること。
- (20) 林業金融に関すること。
- (21) 県営林に関すること。
- (22) 保安林の整備管理に関すること。
- (23) 林地の保全に関すること。
- (24) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (25) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (26) 林業技術普及に関すること。
- (27) 林業経営指導に関すること。
- (28) 木質バイオマスに関すること。
- (29) 森林計画に関すること。

る。)

(1)~(14) 略

- (15) 林業団体の振興対策に関すること。
- (16) 林業金融に関すること。
- (17) 林産物の生産指導に関すること。
- (18) 県営林事業に関すること。
- (19) 森林国営保険に関すること。
- (20) 林業技術普及に関すること。
- (21) 林業経営指導に関すること。
- (22) 森林計画の実行に関すること。
- (23) 林業構造改善に関すること。
- (24) 造林及び林業種苗に関すること。
- (25) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (26) 特用林産物の生産指導に関すること。
- (27) 保安林の保護取締に関すること。
- (28) 緑化の推進に関すること。
- (29) 森林整備の推進に関すること(県民局県民課の所掌に属するものを除く。)
- (30) 林野の保全に関すること。
- (31) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (32) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (33) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。)
- (34) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

- (30) とっとり共生の森に関すること。
- (31) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (32) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (33) 緑化の推進に関すること。
- (34) 造林に関すること。
- (35) 林業種苗に関すること。
- (36) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (37) 森林国営保険に関すること。
- (38) 作業道に関すること。
- (39) 農林局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (40) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課
略

農林局林業振興課

次に掲げる事務（八頭総合事務所にあつては第24号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを、日野総合事務所にあつては第3号、第4号、第11号から第14号まで及び第24号に掲げる事務で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを含む。）

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課
略

農林局林業振興課

次に掲げる事務（八頭総合事務所にあつては第18号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを、日野総合事務所にあつては第3号、第6号、第7号、第12号及び第18号に掲げる事務で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを含む。）

- (1) 林業団体の振興対策に関すること。
- (2) 林業金融に関すること。
- (3) 林産物の生産指導に関すること。
- (4) 県営林事業に関すること。
- (5) 森林国営保険に関すること。
- (6) 林業技術普及に関すること。
- (7) 林業経営指導に関すること。
- (8) 森林計画の実行に関すること。
- (9) 林業構造改善に関すること。
- (10) 造林及び林業種苗に関すること。
- (11) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (12) 特用林産物の生産指導に関すること。
- (13) 保安林の保護取締に関すること。
- (14) 緑化の推進に関すること。
- (15) 森林整備の推進に関すること（県民局県民課の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 林野の保全に関すること。
- (17) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。

- (1) 林業及び木材産業の振興に関すること。
- (2) 森林の保全及び整備に関すること（県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。
- (3) 低コスト林業の推進に関すること。
- (4) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関すること。
- (5) 林業担い手対策に関すること。
- (6) 林業金融に関すること。
- (7) 県営林に関すること。
- (8) 保安林の整備管理に関すること。
- (9) 林地の保全に関すること。
- (10) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (11) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。
- (12) 林業技術普及に関すること。
- (13) 林業経営指導に関すること。
- (14) 木質バイオマスに関すること。
- (15) 森林計画に関すること。
- (16) とっとり共生の森に関すること（県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。
- (17) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。
- (18) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (19) 緑化の推進に関すること。
- (20) 造林に関すること。
- (21) 林業種苗に関すること。
- (22) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (23) 森林国営保険に関すること。
- (24) 林道に関すること。
- (25) 作業道に関すること。

農林局基盤整備室

- (1) 略
- (2) 県営農業農村整備事業に関すること。
農林局大山・弓浜農業用水対策室及び農林局中海干拓営農センター 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画

- (18) 林道に関すること。
- (19) 森林整備の地域活動支援に関すること。

農林局大規模基盤整備室

- (1) 略
- (2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。
農林局大山・弓浜農業用水対策室及び農林局中海干拓営農センター 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画

総務課、県民局企画県民課、県民局庶務会計課又は県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。)。

(5) 略

県土整備局維持管理課～県土整備局河川砂防課
略

県土整備局山陰道推進室 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
	略	
	障害者支援課	障害者支援担当 精神保健担当
鳥取県中部福祉事務所	略	
	障害者支援課	障害者支援係
	略	
鳥取県西部福祉事務所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
	略	
	略	

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
	障害者支援課	障害者支援担当 精神保健担当
	略	

総務課、県民局企画県民課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。)。

(5) 略

県土整備局維持管理課～県土整備局河川砂防課
略

県土整備局鳥取環状道路建設推進室

(1) 鳥取環状道路に関する工事 (以下「鳥取環状道路工事」という。)に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(2) 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。

(4) 鳥取環状道路工事の施工及び指導監督に関すること。

県土整備局山陰道推進室 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	略	
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当
鳥取県中部福祉事務所	略	
	障害者支援課	障害福祉係
	略	
鳥取県西部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	略	
	略	

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当
	略	

	環境・循環推進課	環境衛生担当 廃棄物担当
	生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係 自然公園係
鳥取県倉吉保健所	略	
	障害者支援課	障害者支援係 略
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係
	環境・循環推進課	環境衛生担当 廃棄物担当
	生活安全課	食品担当 動物・自然公園係
鳥取県米子保健所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係
	略	
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康づくり支援係
	環境・循環推進課	環境衛生担当 廃棄物担当
	生活安全課	食品担当 動物・自然公園係
略		

	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物担当
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
鳥取県倉吉保健所	略	
	障害者支援課	障害福祉係 略
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康とっとり推進係
	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物担当
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
鳥取県米子保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	略	
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係
	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物担当
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
略		

第11款 軽費老人ホーム

(名称及び位置)

第71条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された軽費老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立福原荘	米子市

(所掌事務)

第72条 軽費老人ホームは、低所得階層に属する老人であって身寄りのない者等を入所させて、給食その他日常生活上必要な便宜を与える事務を所掌する。

第71条及び72条 削除

第11款 略

第12款 略

第13款 略

第12款 略

第13款 略

第14款 略

第14款 略

第15款 略

第16款 略

第17款 看護師等養成施設

(所掌事務)

第90条 略

2 倉吉総合看護専門学校は、看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるための事務を所掌する。

第18款 略

第19款 略

(内部組織)

第130条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛生所	衛生指導担当 防疫担当
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	衛生指導担当 防疫担当 病性鑑定室
鳥取県西部家畜保健衛生所	衛生指導担当 防疫担当

(所掌事務)

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。

(3) その他水産技術の普及指導並びに沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。

(内部組織)

第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室及び増殖技術室を置く。

第15款 略

第16款 略

第17款 略

第18款 看護師等養成施設

(所掌事務)

第90条 略

2 倉吉総合看護専門学校は、看護師、保健師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるための事務を所掌する。

第19款 略

第20款 略

(内部組織)

第130条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係 病性鑑定室
鳥取県西部家畜保健衛生所	衛生指導係 防疫係

(所掌事務)

第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) その他水産技術の普及指導に関すること。

(内部組織)

第133条 水産試験場に、総務課、漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を置く。

<p>第134条から第136条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">第7款 略</p> <p>(内部組織)</p> <p>第155条 水産事務所に<u>管理担当</u>、境港水産振興担当及び取締船を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第7款 栽培漁業センター</p> <p>(設置)</p> <p>第134条 栽培漁業センターを次のとおり置く。</p> <table border="1" data-bbox="815 387 1374 472"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県栽培漁業センター</td> <td>東伯郡湯梨浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務)</p> <p>第135条 栽培漁業センターは、沿岸漁業及び内水面漁業に係る次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 水産動植物の増殖、養殖及び漁場環境についての試験研究及び調査に関すること。</p> <p>(2) その他沿岸漁業及び内水面漁業の促進に関すること。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第136条 栽培漁業センターに、総務課、生産技術室及び増殖技術室を置く。</p> <p style="text-align: center;">第8款 略</p> <p>(内部組織)</p> <p>第155条 水産事務所に<u>管理係</u>、境港水産振興担当及び取締船を置く。</p>	名称	位置	鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町
名称	位置				
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

2 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第29条中「鳥取県生活環境部住宅政策課」を「鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課」に改める。

(鳥取県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

3 鳥取県宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「鳥取県生活環境部住宅政策課」を「鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課」に改める。

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

4 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「経済・雇用政策総室」を「雇用人材総室」に改める。

(鳥取県貸金業法施行細則の一部改正)

5 鳥取県貸金業法施行細則(昭和58年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条中「経済・雇用政策総室」を「経済通商総室」に改める。

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

6 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経済・雇用政策総室」を「経済通商総室」に、「経済・雇用政策総室長」を「経済通商総室長」に改める。

第13条中「経済・雇用政策総室長」を「経済通商総室長」に改める。

(鳥取県県営林極印取扱規則の一部改正)

7 鳥取県県営林極印取扱規則(昭和32年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第8条、第9条及び第11条中「林政課長」を「森林・林業総室長」に改める。